



2026 年 10 月 5 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ピ ク セ ラ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 岡 毅
(コード番号：6731 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役経営管理本部 本部長 岩 井 亨
(TEL. 050-1780-3296)

第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 17 日開催の当社取締役会において決議しました EVO FUND を割当先とする第三者割当による第 22 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日、本新株予約権の発行価額の総額（3,618,750 円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権に関する詳細につきましては、2026 年 9 月 17 日公表の「第三者割当による第 22 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行、新株予約権の割当契約の締結及び第 21 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照下さい。

記

本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2026 年 10 月 5 日
(2) 発行新株予約権数	241,250 個（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株）
(3) 発 行 価 額	総額 3,618,750 円（新株予約権 1 個当たり 15 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：合計 24,125,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 本新株予約権に上限行使価額はありません。 本新株予約権の下限行使価額は 52 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 24,125,000 株であります。
(5) 調達資金の額	2,476,464,750 円（注）
行使価額及び (6) 行使価額の修正条 件	(1) 当初行使価額は、103 円とします。 (2) 本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）に初回の修正が

	され、以後 1 取引日が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。本号に基づく修正が行われる場合、初回の修正では、行使価額は、2026 年 9 月 17 日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額（但し、当該金額が上記「(4)当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。2 回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日（以下、2026 年 9 月 17 日と個別に又は総称して「価格算定日」といいます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額（但し、当該金額が上記「(4)当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該価格算定日に終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、価格算定日において本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。 (3) 本項第(2)号にかかわらず、①2026 年 11 月 11 日、2026 年 11 月 12 日、2026 年 11 月 13 日、2026 年 12 月 25 日から 2027 年 1 月 4 日、2027 年 2 月 10 日、2027 年 2 月 12 日、2027 年 5 月 13 日、2027 年 5 月 14 日、2027 年 8 月 12 日、2027 年 8 月 13 日、2027 年 11 月 10 日、2027 年 11 月 11 日、2027 年 11 月 12 日、2027 年 12 月 24 日から 2028 年 1 月 4 日、2028 年 2 月 10 日、2028 年 2 月 14 日、2028 年 5 月 11 日、2028 年 5 月 12 日、2028 年 8 月 10 日、及び 2028 年 8 月 14 日（以下「行使不能日」といいます。）、②当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）並びに③当該行使不能日の 1 取引日後又は当該株主確定期間の末日の 1 取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われる
--	---

	のは当該行使不能日又は当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、1取引日が経過する毎に、本項第(2)号に準じて行使価額は修正されます。当社普通株式に係る株主確定日は行使期間中の各年度の3月及び9月の最終取引日となります。なお、当社普通株式に係る株主確定日が別途設定される場合には、当該日も株主確定日に含まれるものとします。 (4) 本項第(2)号及び第(3)号にかかわらず、本新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、本項第(2)号及び第(3)号の計算によると当該行使に係る行使価額が2026年9月17日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当又は併合が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。）（以下「発行決議日終値」といいます。）を下回る事となる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。
(7) 募集又は割当方法 (割 当 先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てました。
(8) 権 利 行 使 期 間	2026年10月6日から2028年10月6日までとします。
(9) そ の 他	(1) 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要します。 (2) 当社は、EVO FUNDとの間で、本新株予約権の割当契約を締結しました。また、当社は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、EVO FUNDとの間で、総数引受契約を締結しました。 (3) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から1か月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）の2週間以上前に本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までには本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われます。）、本新株予約権1個当たりの

	払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。 (4) 上記「(8)権利行使期間」欄で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で取得します。
--	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使状況により変動する可能性があります。

以上